

○保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 基本事項 (略)</p> <p>2 免許の種別、登録番号及び登録年月日等 (略)</p> <p>3 主たる業務 (略)</p> <p>4 業務に従事する場所 (1) (略)</p> <p>(2) 業務に従事する場所の説明 ①～② (略)</p> <p>③ 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者。 <u>分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱いあり」の項目に記入すること。</u></p> <p>ア 開設者 助産所の開設の届出を行った者 ※ 「ウ 出張のみによる者」に該当する者を除く。 イ 従事者 ア、ウに該当しない者 ウ 出張のみによる者 出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者</p>	<p>1 基本事項 (略)</p> <p>2 免許の種別、登録番号及び登録年月日等 (略)</p> <p>3 主たる業務 (略)</p> <p>4 業務に従事する場所 (1) (略)</p> <p>(2) 業務に従事する場所の説明 ①～② (略)</p> <p>③ 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者</p> <p>ア 開設者 助産所の開設の届出を行った者 ※ 「ウ 出張のみによる者」に該当する者を除く。 イ 従事者 ア、ウに該当しない者 ウ 出張のみによる者 出張のみによって業務委従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者</p>

④ (略)

⑤ 介護保険施設等

次のアからカに掲げる施設・事業所において従事している者

- ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者
- イ 介護医療院 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者
- ウ 指定介護老人福祉施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者
- エ 居宅サービス事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(ただし、訪問看護事業を除く。)を行う事業所において業務に従事している者
- オ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者
- カ その他 ア～オ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥～⑩ (略)

(3)～(6) (略)

④ (略)

⑤ 介護保険施設等

次のアからオに掲げる施設・事業所において従事している者

- ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者
- イ 指定介護老人福祉施設 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者
- ウ 居宅サービス事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(ただし、訪問看護事業を除く。)を行う事業所において業務に従事している者
- エ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者
- オ その他 ア～エ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥～⑩ (略)

(3)～(6) (略)